

沖縄島北部行動計画について (概要説明資料)

1. 計画の基本的事項について

1) 計画の目的

沖縄島北部行動計画は、奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島世界自然遺産候補地のうち沖縄島北部において、推薦地、緩衝地帯及びその周辺地域の自然環境の保全及び持続可能な利用等に係る各種制度を所管する管理機関[※]が、地域住民、観光事業者、農林漁業者、研究者、地域団体、その他来訪者等の様々な関係者と緊密な連携・協力を図ることにより、当該地域の自然環境の保全・管理を適切かつ円滑に進めるために策定するものである。

[※]管理機関：環境省、林野庁、文化庁、沖縄県、国頭村、大宜味村、東村

2) 計画の対象範囲

遺産候補地の顕著な普遍的価値を維持するために、推薦地、緩衝地帯及びその周辺地域を含めた地域が計画対象区域となる。

3) 計画の構成

奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島世界自然遺産候補地は4つの地域で構成される「連続性のある資産」として世界自然遺産への登録を目指しており、4地域に共通する全体目標や管理の基本方針は、奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島世界自然遺産推薦地包括的管理計画に示されている。

地域別の行動計画はこの包括的管理計画の下位計画として位置付けられる計画であり、4地域の推薦地、緩衝地帯及び周辺地域において実施する管理面での対応を具体的に示すものである。

奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島世界自然遺産の他の推薦地である奄美大島、徳之島、西表島においても同様に行動計画が策定されており、包括的管理計画とこれらの地域別の行動計画を一体のものとして、相互に連動させながら運用することにより、4つの地域で構成される「連続性のある資産」の一体的管理を実現する。

地域別の行動計画では、包括的管理計画に示された全体目標や管理の基本方針に基づいて、4地域それぞれの特性と課題を踏まえて、管理の基本方針ごとに実施すべき取組事項を抽出し、その具体的な内容、実施時期、役割分担、達成目標や評価指標等を示すこととする。

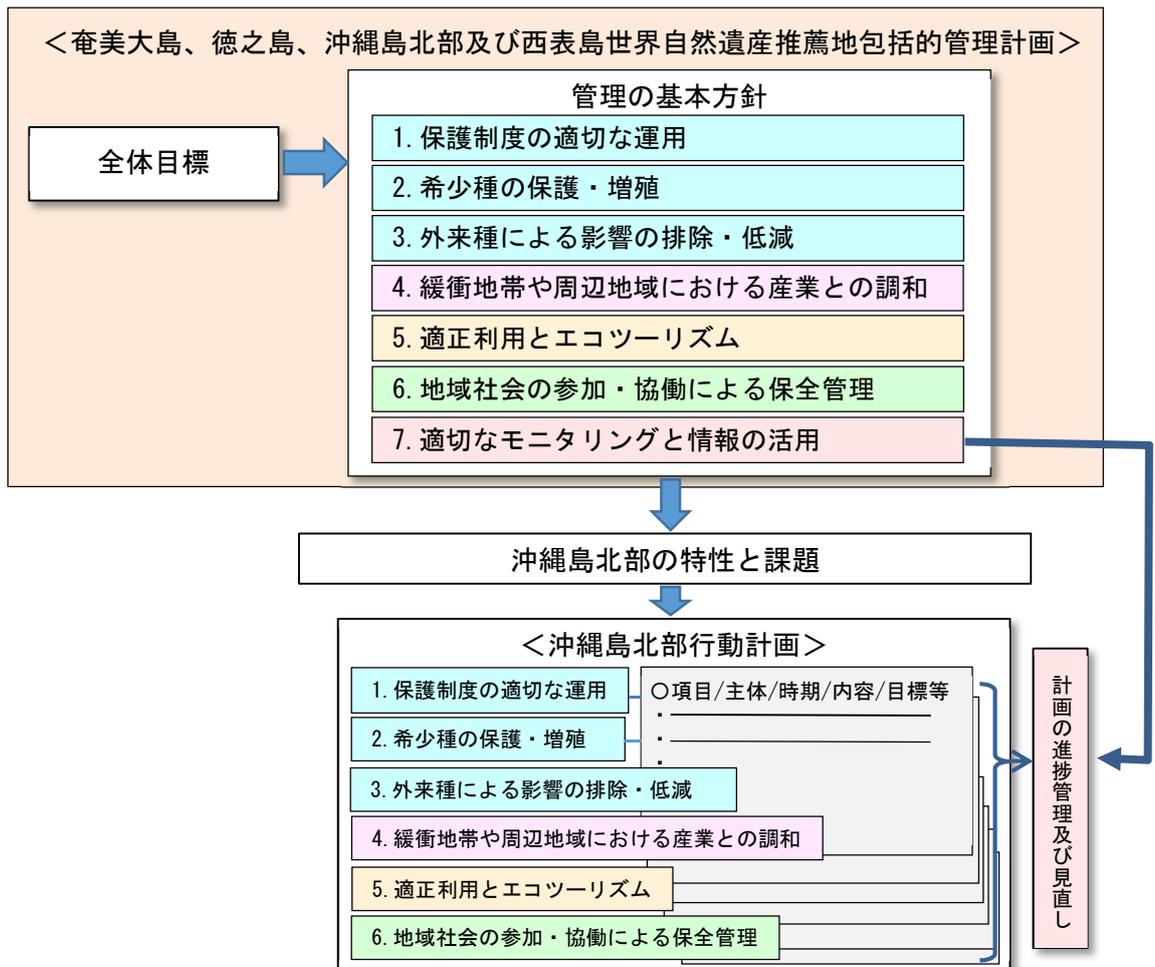


図1 計画の構成

4) 計画の期間

地域別の行動計画は、概ね10年程度を計画期間とし、計画の実施時期を短期（3年以内）、中期（4～6年程度）、長期（7～10年程度）の3段階に区分して示すことにより、行動の優先順位を明らかにする。

包括的管理計画の計画期間も概ね10年程度であり、計画終了時に見直しが行われることから、その結果は本計画にも反映することとする。

5) 計画の策定方法

沖縄島北部行動計画の策定に当たっては、別途作成された地域ごとの【課題リスト】の中から、実施の必要性、緊急性、有効性、実現可能性等を踏まえて、10年以内での実施に関して地域部会での一定の合意が得られた取組事項を抽出することとした。

6) 計画の進捗管理及び見直し（モニタリング・評価・調整のプロセス）

沖縄島北部行動計画に示された各取組事項に関しては、その実施状況及び指標のモニタリング結果に基づき、毎年、地域部会において定期的に点検・確認を行い、必要に応じて計画内容（実施主体、実施時期、事業内容、達成目標と指標等）の修正を行う。

また、地域部会では行動計画と合わせて【課題リスト】に関しても、毎年、点検・確認を行うこととし、改めて10年以内の実施に関して地域部会での一定の合意が得られた場合には、行動計画の見直しに反映する。

地域部会は、こうした行動計画の見直し過程で得られた各種情報、議論の概要、地域別行動計画の見直しの結果等を、「地域連絡会議」に報告する。

7) 計画の公表と意見聴取

沖縄島北部行動計画の策定及び見直しに当たり、計画対象区域内の住民に対して、その検討の過程を含めて理解を深める機会を提供するため、地域部会での議論は地域住民が傍聴可能な公開の場で実施する。

また、計画検討の経緯や計画内容に関する情報は、各種紙面やインターネット等の多様な手段を用いて地域住民に公表したり、説明会等を開催したりすることにより、地域住民の意見を直接聴取し、計画検討に反映する機会を確保するよう努める。

2. 沖縄島北部の特性と課題

1) 生態系・生物多様性

沖縄島北部の生態系・生物多様性の特徴は、大陸からの隔離とその後の島々の分離・結合の地史を反映して、同種や近縁種等が近隣地域から絶滅してゆく中でここだけに生き残っている「遺存固有種」や、島々の間で種の分化が進んでいることを示す「新固有種」と呼ばれる生物種が多く生息・生育することである。このような特徴を示す代表的な種としては、ヤンバルテナゴコガネ、ケナガネズミ、オキナワトゲネズミ、リュウキュウヤマガメ、クニガミトンボソウなどが挙げられる。また、その他にも、ヤンバルクイナやノグチゲラなど、沖縄島北部にしか生息していない希少な生物が生息していることでも知られている。これらの多くの希少種は、主に沖縄島北部の常緑広葉樹林、溪流帯、雲霧林などに生息・生育しており、当該地域の生態系・生物多様性の保全にとってこれらの森林域は極めて重要である。

しかし、沖縄島北部ではマングースやネコによる希少種の捕食が確認されているほか、世界の侵略的外来種ワースト 100 に含まれるアメリカハマグルマやツルヒヨドリ等の侵略性の高い外来種の侵入など、外来種による生態系・生物多様性への影響が懸念されている。加えて、希少種の違法採集・違法採取やロードキルの発生による希少種の個体数の減少や、過去の林道やダム等の整備に伴う希少種の生息環境への影響など、価値ある生態系・生物多様性を将来にわたって維持・保全していくうえでの課題を有している。

2) その他の自然環境

沖縄島北部には、慶佐次のヒルギ林などのマングローブ林や比地大滝、ター滝、安波のタナガームイに代表される自然溪流等、辺戸岬や茅打バンダ、ネクマチチ岳など石灰岩の海食崖やカルスト地形、ウミガメの産卵地ともなっている砂浜や塩屋湾などの自然海岸等の多様な自然環境が存在する。また、希少種の生息・生育地としても重要な亜熱帯照葉樹の森は当該地域の自然環境や風景の基盤でもあるが、その多くは過去に人の手が入っているため様々な遷移過程の森林が混在している。

沖縄島北部の自然環境は、多様な要素が複合して一体的な環境や景観を形成していること、また、森、川、海の連続性が保たれていることにその特徴がある。

沖縄島北部は琉球王府時代から木材資源の供給源として、また現在では沖縄本島全体の水源地や農産物の生産地、県民の手頃なレクリエーションの場としての役割も果たしている。そのため、当該地域の緩衝地帯や周辺地域においては、林道をつかったゴミの不法投棄や捨てネコ・捨てイヌ問題、オフロード車の乗り入れをはじめ、ダムや河川整備による水系の分断や人工化、農地からの赤土流出等、自然環境を保全していくうえでの人為的な課題を有している。

また、沖縄島北部は台風常襲地帯に位置しており、島嶼でもあることから、台風や集中豪雨、地震や津波に伴う河川や海岸、森林の大規模攪乱など、自然災害による自然環境への影響も懸

念される。

3) 観光利用

観光業は沖縄県の基幹産業に位置付けられており、平成 27 年度の沖縄県の入域観光客数は 793 万 6,300 人で、3年連続で国内客・外国客ともに過去最高を更新して 800 万人に届く勢である（沖縄県入域観光客統計）。沖縄島北部の観光客数に関する正確な統計データはないが、沖縄県への入域観光客数の約 8%程度（60～70 万人程度）が沖縄島北部を訪問していると推定される。また、宿泊率は 3%以下と低く、大半が日帰り利用となっている（観光統計実態調査報告書）。沖縄島中南部地域からの県内客も相当数訪れているが大半は日帰り利用である。

利用形態は、辺戸岬や比地大滝などの景勝地や観光地めぐり、与那覇岳やネクマチチ岳などの亜熱帯照葉樹林の散策、東村慶佐次のマングローブ林や安波ダムなどのダム湖を利用したカヌー体験、川遊び、海水浴や海浜でのキャンプなどが行われている。そのほか、ヤンバルクイナなどの沖縄島北部の生き物観察を目的とした利用も行われている。

沖縄島北部においては、現状では日帰り利用が多いため十分な観光収入が得られているとは言えない状況にあるが、世界自然遺産への登録を契機として観光客数の増加や利用形態、利用者ニーズの変化が予想され、滞在型観光やガイド同行によるエコツアーが増加することにより、観光収入の大幅な増加が期待されている。しかし、一方で観光客数の増加やエコツアー等により特定の場所への利用集中や推薦地への無秩序な入込が発生した場合には、生態系・生物多様性への影響やその他の自然環境の劣化につながる可能性もある。そのため、観光やエコツアー利用に伴う環境影響を未然に防止しつつ、観光需要の増大を一時的なブームに終わらせることなく、その経済効果を持続させ、地域に広く波及させることが、世界自然遺産登録に向けた喫緊の課題である。

4) 地域社会

沖縄島北部の純生産額は 18,293 百万円で、第 1 次産業 2,858 百万円（15.6%）、第 2 次産業 4,061 百万円（22.2%）、第 3 次産業 11,374 百万円（62.2%）である（平成 24 年度沖縄県市町村民所得）。第 1 次産業生産額のうち農業が 95.3%を占め、周辺地域を中心として畜産（豚）やパインアップル生産等が盛んに行われている。林業は第 1 次産業生産額の 2.4%に過ぎないが、当該地域の森林は琉球王府時代より建築や造船の用材、薪、木炭といった沖縄の木材資源の供給地としての役割を担ってきた経緯があり、現在でも広葉樹チップや支柱材生産の他、特用林産物等が生産され、沖縄県における林業・林産業の拠点となっている。

沖縄島北部の人口は現在約 1 万人程度であり、自然とともに生きてきた個性豊かな地域の文化が集落地域に色濃く残され、地域ごとの伝統的な風習や祭りが継承されている。海と山に囲まれた沖縄島北部の集落では、海と山を一体として捉え、一つの空間から自然の恵みを受けて

いるという空間認識が見られる。それを特徴づけるのが祭祀で、集落の邪気を払い豊作・豊漁を祈願するシヌグや海神（ウンジャミ・ウンガミ）祭などはこれを象徴的に表している。このような祭祀は集落の伝統として受け継がれ、国頭村安田のシヌグ、大宜味村塩屋湾のウンガミが国指定重要無形民俗文化財に指定されている。

また、沖縄島北部の自然に関する総合的な情報提供を行っている「やんばる野生生物保護センター（ウフギー自然館）」、「やんばる学びの森」や「ヤンバルクイナ生態展示学習施設」などの自然観察や自然学習のための施設がある他、「山と水の生活博物館」や「芭蕉布会館」などの地域の生活・文化の学習拠点もあり、地元の小中学生を対象とした環境教育や文化教育も盛んに行われている。さらに、当該地域唯一の高等学校である沖縄県立辺土名高等学校には環境保全や自然保護に関する専門科目を有する「環境科」も開設されている。

沖縄島北部において、農業ではカラスやオオコウモリ、ノグチゲラによる柑橘類への食害が発生しており、被害防止のためのネットにノグチゲラが絡まり死亡する例も過去に発生している。また、林業では、近年は伐採量が大幅に減少していることから、森林の多面的機能の維持・増進、地域産業としての林業の活性化、就労・雇用の確保としての新たな森林利用、生物多様性に富んだ自然環境の保全を目指して、「やんばる型森林業」が模索されている。当該地域においては、生態系・生物多様性及びその他自然環境の保全と農林業との両立が重要である。

また、沖縄島北部の人口は年々減少傾向が続いており、人口流出と高齢化が進んでいることから、地域住民にとっては今後も地域社会の自立性を維持しつつ、伝統や文化を次世代に継承していくことが求められる。そのため、世界自然遺産への登録を契機として、情報共有、人的交流、普及啓発、人材育成の機会が増えることにより、地域住民の環境保全や自然保護に対する意識や理解が向上し、外部からも新たな人材が集まることが期待されている。

3. 包括的管理計画に示された管理の基本方針

沖縄島北部行動計画では、上位計画である奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島世界自然遺産推薦地包括的管理計画に示された管理の基本方針を踏まえ、先に設定した沖縄島北部の管理目標を達成するために必要な取組事項を抽出し、行動計画として具体的な取組内容を記載する。管理機関及び関係者はこの行動計画に基づいて、積極的な連携・協力のもとで計画対象区域内における管理を実施する。

なお、行動計画として示した取組事項は、別途作成された課題リストの中から、実施の必要性、緊急性、有効性、実現可能性等を踏まえて、10年以内の実施に関して地域部会での一定の合意が得られたものであり、取組事項や計画内容については地域部会において毎年追加・見直しを行う。

包括的管理計画に示された管理の基本方針は以下のとおりであり、行動計画は基本方針として示された6つの柱ごとに一覧表形式で「事業項目」、「実施主体」、「実施時期」、「対象地域」、「事業の内容」、「目標と指標」、「備考（別途、検討・評価機関が設置されている場合には明記）」について整理して示す。

なお、7つめの柱である「7）適切なモニタリングと情報の活用」については、本計画の進捗管理・見直しの仕組み（モニタリング・評価・調整のプロセス）及び行動計画に示された各取組事項の実施過程に的確に組み込むことにより、順応的な保全・管理を実現する。

【管理の基本方針】

1) 保護制度の適切な運用

推薦地の顕著な普遍的価値である遺存固有種、新固有種及び絶滅危惧種とその重要な生息・生育地の将来にわたる存続を保証し、その顕著な普遍的価値に影響を及ぼす可能性のある開発等の人為的影響から確実に保護するため、国内法令等に基づく国立公園、森林生態系保護地域等の保護制度を適用し、適切に運用する。

2) 希少種の保護・増殖

推薦地の顕著な普遍的価値である遺存固有種、固有種及び絶滅危惧種等の希少種を将来にわたって存続させるため、希少種に関する調査研究による知見の蓄積、希少野生動植物種に関する保護増殖の推進、希少種の交通事故等の防止、希少種の密猟・盗採の防止に関する取組みを推進する。

3) 外来種による影響の排除・低減

推薦地の顕著な普遍的価値である遺存固有種、固有種及び絶滅危惧種とその生息・生育環境に対する外来種の影響を排除・低減するため、侵略的外来種の侵入状況の監視・未然防止・緊急対応、既侵入の侵略的外来種の防除事業の計画的推進、ネコ・イヌによる影響の排除・低減、飼育・栽培個体等による生態系への影響の防止に関する取組みを推進する。

4) 緩衝地帯や周辺地域における産業との調和

計画対象区域の森林は、古い時代から地域の生活や産業に利用され、必要とする木材を地域内外に送り続けてきた歴史がある。また、当該地域の生物種の中には、適度な人為的攪乱のもとで維持されてきた環境を巧みに利用してきたものも存在する。この地域ではこのような人為的な影響を受けつつも、森林の持つ高い回復力を背景に現在も生物多様性に富んだ優れた自然環境が維持されるに至っている。

このことを踏まえ、緩衝地帯や周辺地域における森林資源の持続的な利活用に当たっては、森林の回復力に留意しつつ、自然公園法等の関連法令や慣習的なルール・手法のもと、世界自然遺産の価値を損なわないよう十分に配慮してこれを行う。

5) 適正利用とエコツーリズム

観光は遺産価値への理解を深める機会となる一方、無秩序な観光事業の拡大や過剰利用の発生は、遺産価値を損ない、来訪者の期待や満足度の低下をもたらす要因となることから、遺産価値の保全をしつつ持続可能な観光を実現するために、エコツーリズム等の持続可能な観光の戦略的推進、適切な利用コントロールの実施、エコツアーガイド等による普及啓発に関する取組みを推進する。

6) 地域社会の参加・協働による保安全管理

世界自然遺産の価値の保全と地域社会の持続的発展の両立に向けて、遺産価値に対する地域社会の理解向上と保安全管理に対する参加・協働を促すために、開発事業における有効な環境配慮の実施、地域と協働した保全活動の実施、普及啓発及び教育活動の実施に関する取組みを推進する。

7) 適切なモニタリングと情報の活用

計画対象区域を科学的知見に基づき順応的に管理していくために、管理機関は関係行政機関、その他の関係団体、研究者等と連携し、保全・管理対策の実施前に必要なデータを取得した上で、対策実施に伴う自然環境の変化等を適切にモニタリングし、その結果から得られた情報を活用して、包括的管理計画や地域別の行動計画の見直し、その後の対策等に反映させる。

具体的なモニタリング項目にてについては、地域別の行動計画の進捗管理において、事業項目ごとの指標として設定し、事業主体を中心に実施していく。

また、上記のモニタリングの成果に加え、その他の調査研究の成果から得られた情報・知見・技術についても、広く集約・蓄積を行い、管理機関及び研究者間において共有し、計画対象区域の保全・管理に有効に活用していく。

沖縄島北部【課題リスト】（2016年11月30日版）

重点的に実施
継続実施

※背景色を付けた項目は行動計画に記載したもの
※具体的な担当部局や実施団体については今後検討していくことが必要

事業項目	実施主体	実施時期			対象範囲			事業の内容	目標と【評価指標】	備考（検討・評価機関）	行動計画への反映の際の修正点	今後の検討課題（意見集約の結果を含む）
		短期	中期	長期	推薦地	緩衝地帯	周辺地域					
1) 保護制度の適切な運用												
1 やんばる国立公園の管理	環境省				●	●	●	やんばる国立公園の適切な保護管理を行う。	世界遺産の価値の保全や緩衝機能の法的担保を確保する。		実施主体である環境省の修正案を反映。	
2 鳥獣保護区の管理等	環境省、沖縄県				●	●	●	ノグチゲラ、ヤンバルクイナ等の希少種が生息する森林部においては、国指定鳥獣保護区及び沖縄県指定鳥獣保護区がそれぞれ指定されている。今後も適切に管理する。また、確実な管理が実施されるよう体制を確保する。	鳥獣保護区において、規制が遵守され、希少鳥獣等の保護が図られる。		実施主体である環境省の修正案を反映。	
3 与那覇岳天然保護区域の管理等	沖縄県				●			ノグチゲラ、アカヒゲ等の天然記念物の生息地となっている与那覇岳天然保護区域において、今後も適切な管理を行う。また、確実な管理が実施されるよう体制を確保する。	天然保護区域において、規制が遵守され、希少動植物等の保全が図られる。		環境省の修正案を反映。	
2) 希少種の保護・増殖												
1 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）に基づく国内希少野生動植物種の保護等	環境省				●	●	●	種の保存法に基づき絶滅のおそれのある野生動植物種を国内希少野生動植物種として指定し、国内希少野生動植物種の保護等を図る。	国内希少野生動植物種の保護が図られる。		・実施主体である環境省の修正案を反映。 ・包括的管理計画において、種の保護に関する法令について記載する位置を変更したため、1) から2) 希少種の保護・増殖へ移した。	
2 希少野生動植物保護条例等の制定	沖縄県、各町村				●	●	●	種の保存法により、捕獲・譲渡し等が規制されている国内希少野生動植物種以外の法的な規制のないレッドリスト記載種のうち、特に盗採の危険性が高いと判断される種を抽出し、県もしくは村条例等を制定することにより盗採行為の防止・抑制を強化する。	希少種保護のための法制度の確保。		・環境省の修正案を反映。 ・包括的管理計画において、種の保護に関する法令について記載する位置を変更したため、1) から2) 希少種の保護・増殖へ移した。	
3 保護増殖事業等の継続実施	環境省、文部科学省、農林水産省、国土交通省、沖縄県、各町村				●	●	●	保護増殖事業の対象種（ヤンバルクイナ、ヤンバルテナゴコガネ、ノグチゲラ）について、生息状況、生息環境等の把握、分析等を行うとともに、個体群の保護・増殖に努める。	自然状態で安定的に存続できる状態とすること。 【個別検討会における評価】	・やんばる希少野生動物保護増殖検討会 ・ヤンバルテナゴコガネ等密猟防止協議会	・この項目に「沖縄北部国有林における希少野生動物保護管理事業」を統合。 ・小項目を大項目へ統合。 ・実施主体である環境省の修正案を反映。 ・実施主体である環境省が実施時期を修正。 ・「各保護増殖事業WG」は保護増殖検討会の下位会議であるため、削除（環境省意見） ・指標を追記	絶滅のリスクが非常に高い種について新規に保護増殖事業対象種に含めること（オキナワトゲネズミ等）。
①ヤンバルクイナの生息域外保全	環境省、各町村				●	●	●	保護増殖事業の事業計画等に基づいて、飼育下繁殖等の生息域外保全を進める。	安定的な飼育・繁殖技術の確立、健全な遺伝的多様性を保った個体群の飼育下での維持。	・ヤンバルクイナ保護増殖事業WG ・やんばる希少野生動物保護増殖検討会	行動計画では上記大項目に含めた	飼育個体群だけで健全な遺伝的多様性を保つためには、相当な数が必要となること。
②ヤンバルテナゴコガネ等密猟防止パトロール	環境省、林野庁、沖縄県、各町村				●	●	●	各行政が中心となり、地元団体や警察等と連携しながら、密猟防止パトロールや普及啓発を行う。	ヤンバルテナゴコガネやオキナワマルバネクワガタの密猟に対する効果的な監視体制の確立、密猟が発生しない状況の確保。	・ヤンバルテナゴコガネ保護増殖事業WG ・ヤンバルテナゴコガネ等密猟防止協議会 ・やんばる希少野生動物保護増殖検討会	行動計画では上記大項目に含めた	
③沖縄北部国有林における希少野生動物保護管理事業	林野庁				●	●	●	国内希少野生動植物種に指定されている3種（ヤンバルクイナ、ヤンバルテナゴコガネ、ノグチゲラ）の生息域を対象に、生息状況、生息環境等の把握、分析等を行う。	ヤンバルクイナ、ヤンバルテナゴコガネ、ノグチゲラの保護管理のための生息状況等に関するデータの蓄積。		行動計画では上記項目と統合した	
4 保護増殖事業対象種以外の希少種の生息・生育状況の把握と保護の取組みの検討・実施	環境省、林野庁、沖縄県、各町村				●	●	●	保護増殖事業対象種以外の希少種（国指定天然記念物や国内希少野生動植物種であるケナガネズミ、オキナワトゲネズミ等を含む）について、生息状況、生息・生育環境等の把握、分析等を行うとともに、必要に応じて、適切な保護方策を検討し、実施に努める。	保護増殖事業対象種以外の希少種が自然状態で安定的に存続できる状態とすること。 【固有種・希少種の生息・生育状況】		・文化財や希少植物等希少種に関する調査を一つの項目として統合。 ・実施主体である環境省が実施時期を修正 ・指標を追記	
①文化財（ケナガネズミ、オキナワトゲネズミ、ノグチゲラ、ヤンバルクイナ）の現状調査	沖縄県				●	●	●	国指定天然記念物となっているケナガネズミ、オキナワトゲネズミ、ノグチゲラ、ヤンバルクイナの生息状況等について調査を行い、個体群の推移等について監視すると共に、保全対策検討の際のデータとして活用する。	ケナガネズミ、オキナワトゲネズミ、ノグチゲラ、ヤンバルクイナの生息状況等に係る科学的データを取得する。		行動計画では上記項目に含めた	現状調査だけではなく、調査結果を踏まえた対策を実施していく必要がある。

事業項目	実施主体	実施時期			対象範囲			事業の内容	目標と【評価指標】	備考(検討・評価機関)	行動計画への反映の際の修正点	今後の検討課題(意見集約の結果を含む)
		短期	中期	長期	推薦地	緩衝地帯	周辺地域					
②希少植物の生育状況等調査	環境省、沖縄県	▶						希少植物の生育状況や分布状況などの調査を行い、適切な保護対策に資するようなデータを取得・蓄積する。	希少植物に関するデータの取得・蓄積。		行動計画では上記項目に含めた	
5 希少野生動物の交通事故等の対策強化	環境省、林野庁、沖縄県、沖縄総合事務局、各村	▶			●	●	●	希少野生動物の交通事故発生リスクが高い場所の周知、標識の設置、チラシ配布やロードキル発生防止キャンペーン実施等による普及啓発により事故の発生を減少させる。また、移動経路の確保や動物が道路に飛び出さないような改良を加えることにより、事故の発生防止を図る。	希少野生動物等の生息地において、通行者が野生動物の交通事故等を認識し、法定速度が遵守され、事故が発生しない状況を確認。事故が発生しにくい道路構造等の実現。 【個別検討会における評価】	・やんばる希少野生動物保護増殖検討会 ・やんばる地域ロードキル発生防止に関する連絡会議	・実施主体である環境省の修正案を反映及び琉球大学の修正案を反映。 ・他地域と表現を統一 ・実施主体である環境省が実施時期の修正 ・「各保護増殖事業WG」は保護増殖検討会の下位会議であるため、削除(環境省意見) ・指標を追記	
6 希少野生動物の傷病個体の救護体制の確保	環境省、沖縄県、地元関係団体	▶			●	●	●	沖縄島北部の希少野生動物の傷病個体を救護し、野生復帰を図る。	希少野生動物の救護が適切に実施され、野生復帰を図り、種の保存に資する。		・実施主体である環境省の修正案を反映。 ・他地域と表現を統一	
7 希少野生動物の密猟・盗採防止	環境省、林野庁、沖縄県、各村、地元関係団体	▶			●	●	●	核心的な森林へアプローチする林道を中心として、野生動物の密猟・盗採防止のためのパトロールを実施する。市町村や地元団体、警察など、様々な主体と連携しながら取り組む。	希少野生動物の密猟・盗採に対する効果的な監視体制の確立、密猟・盗採が発生しない状況を確認。 【パトロールの年間実施回数、従事人数等】		・意見照会の結果により、実施主体を追加。 ・他地域と表現を統一 ・指標を追記	
8 ノグチゲラ保護区の管理と保護監視員の設置	東村	▶					●	東村ノグチゲラ保護条に基づき、ノグチゲラ保護区等について、保護監視員を配置し、保護区等の監視やノグチゲラの繁殖状態のモニタリング等を行う。	東村(分布の南限付近)におけるノグチゲラが安定的に繁殖できる生息環境の保持。		実施主体である東村の修正案を反映。	
9 遺産地間を繋ぐ希少種に対するコリドー機能の強化	国頭村、地元関係団体	▶			●	●	●	辺戸岳周辺と脊梁山地の間において、希少種にとってのコリドー機能を強化するため、希少種の移動状況の把握・分析、外来種対策等を実施するとともに、森林の連続性確保のための生態回廊の形成について検討する。	辺戸岳周辺と脊梁山地の間を繋ぐ希少種に対するコリドー機能の強化。		・環境省の意見により、項目を追加。 ・琉球大学の意見により、書きぶりを修正。	
3) 外来種による影響の排除・低減												
1 侵略的外来種への対策の強化	環境省、林野庁、沖縄県、各村	▶			●	●	●	既に定着している侵略的外来種について、侵入状況等を把握し、特に対策の必要性が高い種に焦点を絞り、対策を行う。沖縄島北部に未定着な侵略的外来種の目撃情報について情報収集し、外来生物目撃情報データベースを適宜更新する。また、定着を予防するため必要に応じて対策を講じる。	特に遺産価値(生態系・生物多様性)への影響が大きいと考えられる外来種の情報収集及び対策。		・環境省の指摘により、下記2項目(及び1小項目)を統合。 ・林野庁の意見により、包括的管理計画と用語を統一した。	
①侵略的外来種への対策	環境省、沖縄県、各村	▶						侵略的外来種について、侵入状況等を把握し、特に対策の必要性が高い種に焦点を絞り、対策を行う。	特に遺産価値への影響が大きいと考えられる外来種の選定及び対策。		行動計画では上記大項目に含めた	
②侵略的外来種の侵入状況の監視・未然防止・緊急対応	環境省、林野庁、沖縄県、各村	▶						沖縄島北部における外来種の目撃情報を募集し、外来生物目撃情報データベースを適宜更新する。既に近隣市町村まで侵入しており、沖縄島北部の遺産価値への影響が高い侵略的外来種の侵入状況の情報収集及び対策を行う。	特に遺産価値への影響が大きいと考えられる侵略的外来種の侵入状況の情報収集及び対策の実施。		行動計画では上記大項目に含めた	
③外来へビ対策	沖縄県	▶						近年、沖縄県内への侵入が確認されている外来種のへビが沖縄島北部へ侵入しないよう、マングース北上防止柵をへビが侵入しないような構造とし、侵入を防止する。	外来へビが侵入できない状態を確認。		行動計画では上記大項目に含めた	
2 マングース対策の実施	環境省、沖縄県				●	●	●	希少野生動物の捕食等により在来の生態系に大きな影響を及ぼしているマングースの捕獲排除を行う。また、マングースの完全排除地域を設定し、この地域に新たにマングースが侵入しないよう、侵入防止柵を管理する。	沖縄島北部におけるマングースの完全排除、新たな侵入の防止。 【マングースの相対生息密度(CPUE)、確認範囲、個別検討会における評価】	沖縄島北部地域マングース防除事業検討委員会	・検討委員会の名称を正確な表現とし、事業項目名を修正。 ・指標を追記 ・環境省の意見により、評価指標に「個別検討会における評価」を追記。	
3 野生下のネコの捕獲	環境省、沖縄県、各村	▶			●	●	●	野生動物の捕食等により在来の生態系に影響を及ぼしている(及ぼす可能性のある)野生下のネコの捕獲及び排除を行う。また、分布や捕食の現況について把握するとともに効率的な捕獲方法について検討する。	野生下のネコの排除による在来の生態系の保全。		・実施主体である環境省及び沖縄県が修文。	ネコ・イヌは沖縄島北部の遺産価値にとって緊急かつ重大な課題であるため、早急な対策が必要。
4 ネコの愛護及び管理に関する条例の徹底	各村	▶			●	●	●	各村それぞれにおいて制定しているネコの愛護及び管理に関する条例に基づいて飼いネコの登録やチップ装着・避妊去勢手術の推奨、集落内及び周辺で所有者がいないネコの保護収容、各種普及啓発等を実施する。猫の保護施設と連携して効果的な活動を行う。	飼い猫による野生動物への悪影響の防止、集落内及び周辺で所有者がいないネコの完全排除への貢献、ネコと希少野生動物に関する一般認識の向上、所有者のいないネコの新規発生防止。 【飼い猫のマイクロチップ装着個体数・率】		・環境省・林野庁の修正案を反映 ・指標を追記	同上

事業項目	実施主体	実施時期			対象範囲			事業の内容	目標と【評価指標】	備考(検討・評価機関)	行動計画への反映の際の修正点	今後の検討課題(意見集約の結果を含む)	
		短期	中期	長期	推薦地	緩衝地帯	周辺地域						
5 所有者のいないネコ・イヌの保護収容・譲渡施設の整備・運営	沖縄県、各 村				●	●	●	所有者のいないネコ及びイヌについて、保護と飼養、譲渡先への引き渡しという一連の取組の実施が可能な施設の整備や体制の構築に取り組む。また、この施設においては、子供たちと動物とのふれあいなど、教育面での活用等についても検討する。	所有者のいないネコ及びイヌの保護・飼養から譲渡先への引き渡しまでを実施する体制・設備の確保。 所有者のいないネコ及びイヌの新規発生防止。		・環境省の修正案を反映した上で、実施主体である沖縄県が書きぶりを修正。	同上 野犬の問題が顕在化してきているため、早急な対策が必要。	
6 飼い犬条例の徹底	各村						●	各村それぞれにおいて制定している飼い犬条例に基づいて、飼い犬の適正な管理を徹底する。イヌの保護施設と連携して効果的な活動を行う。	飼い犬による野生動物への悪影響の防止、所有者のいないイヌの新規発生防止。		・部会における議論及びやんばる舎の意見を踏まえ項目を追記。	同上	
7 愛玩動物の放逐防止対策の強化	沖縄県、各 村						●	在来の生態系に大きな影響を及ぼしている愛玩動物(犬、猫、爬虫類等)の放逐を防止するためのパトロールやキャンペーンを実施するとともに、必要に応じて条例等の制定による対策強化についても検討する。	愛玩動物放逐の根絶・新規発生防止。		実施主体である沖縄県が書きぶりを修正。		
4) 緩衝地帯や周辺地域における産業との調和													
1 やんばる型森林業の推進	沖縄県、各 村、地元関 係団体				●	●	●	沖縄島北部の森林においては、自然環境の保全と環境に配慮した利活用として、持続可能な循環型「林業・林産業」と環境調和型「自然体験活動」を組み合わせた「やんばる型森林業」を推進していく。	森林の利用区分(ゾーニング)の設定や見直しを行い、利用区分ごとに森林機能の向上に繋げる。		・実施主体である沖縄県により重点実施を短期に変更、評価機関の削除 ・琉球大学による修正案を反映。	第一次産業としての林業と遺産価値・自然環境の保全の両立を図る具体的取組や方針について、関係者間の合意形成が必要。	
2 野生鳥獣の保護及び地域社会との共存	環境省、沖 縄県、各 村						●	野生鳥獣と地域社会の共存を図るため、野生鳥獣の適切な保護管理による生物多様性の確保を行うとともに、農林業への悪影響や生活環境の被害の防止に必要な取組を行う。	生息環境管理及び被害防除対策の実施による野生鳥獣と地域社会の共存		6)「カラスの適正管理の実施」の内容はこの項目に含め、書きぶりを変更。		
①カラスの適正管理の実施	環境省、沖 縄県、各 村							在来カラスの個体数の増加に伴い、農業被害や生活被害が増加し、また希少種等の他の在来野生生物へ影響を及ぼす可能性もあることから、生物多様性保全と地域社会との共存に向け、被害状況に係る情報の収集や調査、発生源対策等の総合的な対応について検討する。	カラスの増加による農業・生活環境被害や生態系への悪影響を防止する。		6)に含まれていたが、沖縄県により、「4)2野生鳥獣の生息と地域社会の共存」に統合。		
3 自然共生型農業の推進	沖縄県、各 村、地元関 係団体						●	各村の貴重な野生生物の生息環境の改善、生物多様性に配慮した基盤整備、土づくり等を通じて、環境負荷を軽減するよう配慮した持続的な自然共生型農業を推進し、世界遺産ブランドを活用した農作物の付加価値向上に結び付ける。	自然共生型農業が地域に定着することにより生物多様性が保全される。 農作物のブランド価値が高まることにより、農業振興が図られる。		琉球大学による意見を踏まえ、6)から4)へ移した上で書きぶりを修正。	自然共生型農業のあり方や具体的取組について、関係者間の合意形成が必要。	
4 赤土等流出防止対策の推進	沖縄県、各 村						●	●	沖縄県赤土等流出防止条例を遵守することにより、各種開発事業の実施に伴う赤土等流出の防止対策を徹底するとともに、降雨時に既存農地等から流出する赤土等を抑制するための対策事業を推進する。	河川や沿岸海域への赤土等流出が抑制される。 【個別検討会における評価】	沖縄県赤土等流出防止対策協議会	・実施主体である沖縄県が書きぶりを修正。 ・指標を追記 ・協議会名を正式なものへ修正。	これまでの取組では十分な成果が得られていないことから、より実効性のある赤土流出対策が必要である。
環境調和型産業への支援対策								世界自然遺産の価値を持続的に確保しつつ産業との調和・振興を図るため、関連産業等が行う環境対策に対して支援を行う。	農林水産業への支援 ○環境調査費用及び環境保全対策等費用(維持管理含む)の支援を行う。 ○環境保全対策等を講じた農林水産物の製品・商品価値を高める優良品認証制度(仮称)等の設置及び登録費用等の支援を行う。		事業を提起した主体が取り下げたため、課題リストからも削除(右欄参照)	・大宜味村の指摘により、実施主体を空白とした上で課題リストに項目を残した。遺産価値の保全・管理に当たり、産業に対する支援について検討が必要であるため、継続審議対象とした。	
5) 適正利用とエコツーリズム													
1 世界遺産に関する観光ビジョンの策定による持続可能な観光の推進	沖縄県、各 村、地元関 係団体				●	●	●	世界自然遺産に関わる各種行政機関、地域関係団体等が参加した協議会等の場で、関係者の情報共有、意見交換による合意のもとで、沖縄島北部3村が連携し、世界遺産沖縄島北部における観光・エコツーリズム、保護保全の在り方を示した観光ビジョンを策定して遺産価値の維持と観光振興を両立する。	世界遺産推薦地における観光ビジョンが策定され、遺産価値の維持と観光振興の両立が実現される。		・事業主体である沖縄県により事業意図を明確にするため、書きぶりの修正、及び実施時期を長期に変更。 ・実施主体を追記。 ・5)適正利用とエコツーリズムの項目順序の変更。 ・沖縄県観光整備課により、書きぶり修正。	地元意見・意向を踏まえたビジョンにするため、協議会の設立など、観光ビジョン作成を担う主体についての検討が必要。	
2 体験・滞在・交流による観光スタイルの確立	沖縄県、各 村、地元関 係団体				●	●	●	エコツーリズムやグリーンツーリズム、ブルーツーリズム、民泊、集落散策、歴史文化体験などの様々な形態のツーリズムを融合し、世界遺産の周辺地域も含めた魅力的なプログラムを検討・開発するなど、3村の連携により、体験・滞在・交流による沖縄島北部地域の観光スタイルを確立する。	世界遺産の周辺地域も含め、地域の自然・文化を活用した魅力的な体験・滞在・交流メニューを提供できる体制の設置。		・事業意図を明確にするため、事業項目名や事業内容を修正。 ・5)適正利用とエコツーリズムの項目順序の変更。 ・沖縄県森林管理課の意見を踏まえ、項目名及び項目内容を修正。	沖縄島北部3村の観光に関する中心的な窓口が必要。	

事業項目	実施主体	実施時期			対象範囲			事業の内容	目標と【評価指標】	備考 (検討・評価機関)	行動計画への反映の際の修正点	今後の検討課題 (意見集約の結果を含む)
		短期	中期	長期	推薦地	緩衝地帯	周辺地域					
3 森林ツーリズムの推進体制の構築	沖縄県、各村、地元関係団体				●	●	●	森林の適切な利用を図るためのルール、モニタリングとフィールド管理及びルールを守りながら質の高いツアーを提供するためのガイド制度等の仕組みを構築し、持続的な資金の確保により、地域が自立してこれらを管理・運営する組織体制の整備（協議会の設置等）を目指す。	遺産価値（生物多様性と生態系）の保全と森林の利活用の両立による山村地域の振興に資する森林ツーリズム推進体制の構築の実現。		・小項目を統合し、書きぶりを修正。 ・森林ツーリズムの推薦体制の構築事業を踏まえ、事業内容を追加・修正。 ・琉球大学の修文案を踏まえ書きぶりを修正。 ・持続的な資金確保に向けた協力金制度等の検討も進めているため、表記を追加し、「7保全管理基金の設立」に関する事項は具体的な検討が進んでいる本項目に一旦統合する。 ・5) 適正利用とエコツーリズムの項目順序の変更。	同上
①各フィールドにおける利用調整	各村、ツーリズム関係団体							自然利用の各フィールドにおいて、過剰利用による自然環境への悪影響等が発生しないように利用を調整し、適切な利用（持続可能な利用）を図る。具体的には、ルールの設定、利用人数制限、利用施設の拡充等について検討する。	世界遺産の価値を体感でき、遺産価値への悪影響が発生しない利用形態の確立。		行動計画では上記大項目に含めた	
②ガイド養成講座（人材育成）の実施	各村、ツーリズム関係団体							ガイド制度の仕組みを構築し、ガイドの養成を行う。	保護について考慮した適切な利用を実現できるガイド養成の仕組みの確立。		行動計画では上記大項目に含めた	
③利用者数及び自然環境のモニタリング	各村、ツーリズム関係団体							特にオーバーユースが懸念されるような自然利用のスポットにおいて利用者カウンターの設置等により利用者数の推移と自然環境の変化を調査し、環境にかかる負荷をモニタリングする。	主要な自然利用スポットにおける利用者数の監視体制の確保、過剰利用の防止。		行動計画では上記大項目に含めた	
④地域資源の掘り起こしとプログラム開発	各村、ツーリズム関係団体							森林やその周辺における資源を掘り起こし、多様な資源を活用したプログラムを開発する。	各村における適切かつ魅力的な利用形態の確立。		行動計画では上記大項目に含めた	
⑤3村連携組織の機能強化	各村、ツーリズム関係団体							関係行政機関及び関連団体等との連携のもとで、沖縄島北部全体を包括したガイドの登録・認定制度の構築や、3村外のガイドや全県レベルの組織等との連絡・調整、エコツアープログラムの開発等を担う事務局機能を確保する。	沖縄島北部において3村連携による各取組の連絡・調整等を担う事務局機能の確保。		行動計画では上記大項目に含めた	
4 適切な利用コントロールの実施及び利用ルールの設定・遵守	環境省、沖縄県、各村、地元関係団体				●	●	●	遺産価値（生物多様性と生態系）を保全するため、以下の取組み等を実施することで自然利用に伴う負荷の低減を図る。 ○利用分散のための周辺地域への利用誘導 ○統一的な希少種の観察ルール等の検討 ○世界遺産地域内道路及び接続道路の通行管理	自然利用に伴う負荷の低減を図り、遺産価値（生物多様性と生態系）の保全がなされる。		・小項目を統合し、書きぶりを修正。 ・琉球大学の修文案を踏まえ書きぶりを修正。 ・5) 適正利用とエコツーリズムの項目順序の変更。	
①世界遺産周辺地域への利用誘導	各村							世界遺産の周辺部（里山、海岸等）に自然・文化の利用フィールドを整備し、利用者が核心部に集中しすぎないように、利用分散を図る。特に、世界遺産の核心地域では受け入れることができないような団体客などに対応できるフィールドの確保を検討する。	世界遺産周辺部における十分な利用フィールドの整備、核心部への利用集中が発生しない状態の実現。		行動計画では上記大項目に含めた	
②統一的な希少種の観察ルールの検討	環境省、沖縄県、各村							来訪者の観察による希少種への影響や、地元住民との軋轢等の問題を回避するため、予め観察ルール等を検討する。また、ルールの効果についての評価・確認を行い、その結果を適切に反映する。	希少種の生息・生育や地元住民の生活に影響しないような観察ルールの適用、適切な観察形態の確立。		行動計画では上記大項目に含めた	
③世界遺産地域内道路及び接続道路の通行管理	沖縄県、各村							世界自然遺産登録により最も利用者数の増加・集中が懸念されるエリアに関しては、利用ルールに基づく秩序ある利用を推進するため、地域内道路及び接続道路の管理体制を確立する。 ○国頭村営林道夜間通行規制の実施	世界遺産地域内道路及び接続道路の通行管理体制の確立		行動計画では上記大項目に含めた	既に実施されている「国頭村営林道夜間通行規制の実施」について、細項目として記載。
5 利用の質の向上に向けた取組の強化	沖縄県、各村、地元関係団体				●	●	●	世界遺産における適正かつ質の高い利用を実現するため、ガイド等の人材育成、プログラム開発等のソフト面での対応を強化する。	世界遺産地域にふさわしい適正かつ質の高い利用の提供		森林ツーリズム以外での対応の必要性も考慮し、西表島における記載の主旨も踏まえて取組事項に追加。	

事業項目	実施主体	実施時期			対象範囲			事業の内容	目標と【評価指標】	備考(検討・評価機関)	行動計画への反映の際の修正点	今後の検討課題(意見集約の結果を含む)
		短期	中期	長期	推薦地	緩衝地帯	周辺地域					
6 施設整備による負荷の低減と適正利用の推進	環境省、沖縄県、各村、地元関係団体				●	●	●	生態系や生物多様性などの遺産価値を利用者に実感させながら、利用に伴う負荷の低減と遺産地域における適正な利用を推進するために、既存施設の効果的な活用方法の検討及び以下のような利用施設の管理・整備を行う。 ○クイナ自然の森の維持管理 ○ヤンバルクイナ生態展示学習施設の運営 ○情報発信拠点施設等の整備・運営 ○森林の魅力を引き出す施設整備 ○希少生物の生態展示学習施設の充実	遺産価値の保全と適正利用の両立、利用者の体験の質の確保。 【拠点施設利用者数】		・小項目を統合し、書きぶりを修正。 ・5) 適正利用とエコツーリズムの項目順序の変更。 ・指標を追記	
①より効果的な既存施設の活用	各村							沖縄島北部においては、「国頭村森林公園」や「やんばる学びの森」、「森林セラピーロード」等、すでに整備された自然利用に関する施設がある。世界遺産地域全体の適正利用のあり方の検討にあわせ、各施設のより効果的な活用方策についてし、実行する。	各施設単体ではなく、沖縄島北部全体の利用方策にあわせ、それぞれの施設が有機的に連携した利用形態の確保。		行動計画では上記大項目に含めた	
②クイナ自然の森の維持管理	国頭村、NPO							マングースやノネコ等の侵入を防ぐフェンスで囲った生息地をクイナ自然の森とし、ヤンバルクイナの保護・生態研究をはじめ、飼育下繁殖個体の野生復帰に向けた放鳥試験に活かす。	クイナ自然の森内の生息環境及び、個体群が安定的に維持される状況を確保。	クイナ自然の森管理運営協議会	行動計画では上記大項目に含めた	
③ヤンバルクイナ生態展示学習施設(クイナの森)の運営(国頭村ヤンバルクイナ保護増殖事業の継続実施)	国頭村							一般来訪者向けのヤンバルクイナ生態展示を行うとともに、職員による解説や、ポスター等を用いてヤンバルクイナに関する普及啓発を行う。	ヤンバルクイナの生態展示の継続。		行動計画では上記大項目に含めた	
④情報発信拠点施設等の整備	環境省、沖縄県							世界自然遺産の保全・利用・管理に関わる情報発信、自然の成因や体験の歴史的理解や自然・文化・暮らしに関する環境学習、フィールド利用のルール周知や事前準備のための機能を有する施設の整備を検討し、他の拠点施設やフィールド利用との連携を強化する。	世界遺産の入口機能・利用拠点等に関する施設の整備。		行動計画では上記大項目に含めた	
⑤森林の魅力を引き出す施設整備	沖縄県、各村、ツーリズム関係団体							魅力的な森林体験や眺望が楽しめる利用施設等を整備し、世界遺産の森の価値を誰もが実感できる自然探勝フィールドや利用拠点を確保する。	世界遺産の価値を感じながら高い満足度を得られる利用施設の整備。		行動計画では上記大項目に含めた	
⑥希少生物の公開展示施設の充実	沖縄県、各村							ヤンバルクイナ生態展示学習施設や保護・増殖事業、傷病鳥獣施設との連携を強化することにより、多くの人々がヤンバルクイナだけでなく他の希少生物も観察できる生態展示施設を整備するとともに、フィールド型の展示施設の整備の可能性についても検討する。	沖縄島北部に生息する様々な希少生物を観察できる施設の確保。		行動計画では上記大項目に含めた	
世界遺産沖縄島北部の保全管理基金の設立・運営	沖縄県、各村							世界遺産の価値を保護し持続的に活用していくための財源を確保するため、沖縄島北部を訪れる観光客、エコツアー・イベント参加者、宿泊者等からの協力金の徴収、ふるさと納税制度の活用による保全管理活動プロジェクトへの拠出、寄付金の募集、関連商品価格の販売等を実施する。	世界遺産の保全・管理及び持続的利用のための財源の確保		・現時点では協力金等の具体的検討が進んでいる「5.森林ツーリズム」の項目の事業内容の欄に記載を追加し、その他の取組については現時点では実施主体や具体的な取組み内容が未定のため、行動計画には記載せず、課題リストに残して継続審議対象とした ・林野庁の意見により、書きぶりを修正。	
6) 地域社会の参加・協働による保全管理												
1 生物多様性おきなわ戦略の運用	沖縄県				●	●	●	沖縄県における生物多様性保全の方向性や施策展開をとりまとめた「生物多様性おきなわ戦略」に基づき、関連の施策を遂行する。	戦略に基づいた施策の遂行体制を確保。			
2 照葉樹の森再生事業の実施	各村、地元関係団体					●	●	核心部周辺の森林や遊休地等において、健全な照葉樹林への回復を促すための森林管理としての種子散布、補植、表土の撒き出し、外来植物の駆除、ノグチゲラの採餌木の植栽やモニタリングを実施する。なお、森の再生事業の実施に当たっては、地域の林業関係者や地域住民の参加と協働による活動を展開する。	世界自然遺産としての価値を確実に維持できるような緩衝機能を持った森林の確保、森林管理体制の確保		・琉球大学の修文案を踏まえ書きぶりを修正。 ・実施主体を追記。 ・沖縄県意見により実施主体から「沖縄県」を削除。	
3 大宜味村地域生物多様性保全計画の実施	大宜味村、地元関係団体				●	●	●	地域生物多様性保全計画に基づき、若者を中心とした環境教育の実施や環境監視のためのモニタリングの実施などを行い、自然環境の保全に努める。	村民のみならず多くの県民に世界自然遺産の価値を認識し、環境保全に取り組む活動を実施していく。			

事業項目	実施主体	実施時期			対象範囲			事業の内容	目標と【評価指標】	備考(検討・評価機関)	行動計画への反映の際の修正点	今後の検討課題(意見集約の結果を含む)
		短期	中期	長期	推薦地	緩衝地帯	周辺地域					
4 沖縄島北部の河川における調査及び自然再生事業の推進	沖縄県、各村、地元関係団体				●	●	●	沖縄島北部において自然度が低下している河川を対象に調査を実施するとともに、沖縄県自然環境再生指針を参照しながら、奥川、田嘉里川、慶佐次川等における自然再生事業を推進する。	水生生物等多様な生物が生息・生育する河川環境の復元。 【個別検討会における評価(慶佐次川)】	・奥川自然再生協議会 ・慶佐次川自然環境再生協議会	・小項目を統合し、書きぶりを修正。 ・沖縄県の指摘により、自然環境再生指針を踏まえるような書きぶりに修正。 ・指標を追記 ・確認の上、評価機関として適当な場合には、「検討・評価機関」に追記を行う。 ・環境省の意見を踏まえ、評価指標を明確にし、奥川自然再生協議会を掲載。	
①奥川自然再生事業	沖縄県、国頭村、NPO							段差工の改修、生態系配慮型護岸への改修、河川の蛇行の復元等による自然再生を図る。	水生生物をはじめとした河川まわりの様々な生物が生息・生育する河川環境の復元。	・奥川自然再生協議会	行動計画では上記大項目に含めた	
②田嘉里川自然再生事業	沖縄県、大宜味村、地域団体							河口閉塞改善、上流部における散策道整備等による自然再生、環境整備を図る	水生生物をはじめとした河川まわりの様々な生物が生息・生育する河川環境の復元及び観光産業の振興。		行動計画では上記大項目に含めた	
③慶佐次川自然再生事業	沖縄県、東村、地域団体							モデル事業として慶佐次川で、赤土流出の防止対策や緑化などで自然の再生に取り組む。	水生生物をはじめとした河川まわりの様々な生物が生息・生育する河川環境の復元及び観光産業の振興。	・慶佐次川自然環境再生協議会	行動計画では上記大項目に含めた	
④河川自然環境基礎調査	沖縄県、各村							構造物の設置により、自然度が低下している河川に対して調査を実施し、河川環境の復元方法を検討する。	河川環境復元の事業実施に向けたデータ収集、関係機関との合意形成。		行動計画では上記大項目に含めた	
5 普及啓発活動の実施	環境省、沖縄県、各村、地元関係団体				●	●	●	世界自然遺産登録の制度、意義、進捗状況、関連の取組、地域の役割や責務等について、シンポジウムや講演会、広報誌等の多様な機会を通じて、地域住民への普及啓発を行う。特に、地域住民の協力が必要な事項については、重点的に実施し、理解促進を図る。	世界自然遺産及び関連した取組の進捗状況等、地域住民自らが協力すべき事項等に対する、理解・協力が得られる。 【沖縄島北部部会や世界自然遺産・地域の自然や文化に関するシンポジウム、勉強会・研修会等の開催回数、参加者数】		・林野庁及び琉球大学の修文案を反映 ・実施主体を追加 ・指標を追記 ・実施時期に重点取組み期間を追加。	世界自然遺産に関する意識が地域住民に定着していない現状であり、普及啓発の取組を重点的かつ早急に実施することが必要。
6 教育体制の充実	林野庁、沖縄県、各村、地元関係団体				●	●	●	子供たちに地域の自然・文化に興味をもってもらうため、小・中学校の授業における環境学習を充実させる。また、辺土名高校の環境科においては、世界遺産教育を念頭においたカリキュラムの導入を検討する。	子供たちが、地域の自然や文化に興味をもち、世界遺産価値の保全の重要性を理解する。将来的に、世界自然遺産に関連する仕事への地元からの就業者増加に繋げる。		・琉球大学の修文案を反映 ・実施主体を追加	
7 環境に配慮した公共事業の実施	沖縄県、各村					●	●	「第2次沖縄県環境基本計画」に位置付けられた「環境への配慮指針」や「自然環境の保全に関する指針」を適切に運用するとともに、公共事業により世界遺産の価値に影響が及ばないよう、見直しにあたって環境配慮水準の向上を図る。	公共事業実施の際に、適切な環境配慮が行われ、世界自然遺産としての基準を満たす生物多様性や生態系を維持できるような環境配慮水準の確保。 【環境配慮の取組実績】		・沖縄県の指摘により、「第2次沖縄県環境基本計画(平成25年4月策定)」に環境への配慮指針や自然環境の保全に関する指針が位置付けられているため書きぶりを修正 ・沖縄県により実施時期を中期に変更 ・指標を追記	
8 不法投棄防止パトロール・キャンペーン及び撤去事業の実施	林野庁、沖縄県、各村					●	●	世界遺産登録後の利用増がゴミの不法投棄のさらなる増加につながる可能性があることから、不法投棄防止に向けたパトロールやキャンペーンを実施して広く県民への普及啓発に努めるとともに、既に投棄されたゴミの撤去についても合わせて検討する。	各利用者が増加しても、不法投棄が発生しない状況の確保。			